環境物品等の調達の推進を図るための方針

国立大学法人 浜松医科大学

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づき、平成29年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針(以下「調達方針」という。)を定めたので、同条第3項の規定に基づき、公表する。

I 特定調達物品等の平成29年度における調達の目標

平成29年度における個別の特定調達物品等(環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更(平成29年2月7日閣議決定。以下「基本方針」という。)に定める特定調達品目毎に判断の基準を満たすもの。)の調達目標は、以下のとおりとする。

なお、基本方針に規定する判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、可能な限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

1. 紙類

コピー用紙 フォーム用紙 インクジェットカラープリンター用塗工紙 塗工されていない印刷用紙 塗工されている印刷用紙 トイレットペーパー ティッシュペーパー

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

2. 文具類

シャープペンシル

シャープペンシル替芯

ボールペン

マーキングペン

鉛筆

スタンプ台

朱肉

印章セット

印箱

公印

ゴム印

回転ゴム印

定規

トレー

消しゴム

ステープラー (汎用型)

ステープラー (汎用型以外)

ステープラー針リムーバー

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

モルトケース (紙めくり用スポンジケース)

紙めくりクリーム

鉛筆削 (手動)

OAクリーナー (ウェットタイプ)

OAクリーナー (液タイプ)

ダストブロア

レターケース

メディアケース

マウスパッド

OAフィルター(枠あり)

丸刃式紙裁断機

カッターナイフ

カッティングマット

デスクマット

OHPフィルム

絵筆

絵の具

墨汁

のり (液状) (補充用を含む。)

のり(澱粉のり)(補充用を含む。)

のり(固形)(補充用を含む。)

のり (テープ)

ファイル

バインダー

ファイリング用品

アルバム (台紙を含む。)

つづりひも

カードケース

事務用封筒 (紙製) 窓付き封筒 (紙製) けい紙 起案用紙 ノート パンチラベル タックラベル インデックス 付箋紙 付箋フイルム 黒板拭き ホワイトボード用イレーザー 額縁 ごみ箱 リサイクルボックス 缶・ボトルつぶし機(手動) 名札 (机上用) 名札(衣服取付型・首下げ型) 鍵かけ (フックを含む。) チョーク グラウンド用白線 梱包用バンド

3. オフィス家具等

いす

机

棚

収納用什器 (棚以外)

ローパーティション

コートハンガー

傘立て

掲示板

黒板

ホワイトボード

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

4. 画像機器等

コピー機

複合機

拡張性のあるデジタルコピー機

プリンタ

プリンタ複合機

ファクシミリ

スキャナ

平成29年度に購入する物品及び平成29年度より新たに賃貸借契約を行うものについては、調達目標は100%とする。

プロジェクタ	
トナーカートリッジ	
インクカートリッジ	

5. 電子計算機等

電子計算機	平成 29 年度に購入する物品及び平成 29 年度より新たに賃
磁気ディスク装置	貸借契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
ディスプレイ	
記録用メディア	

6. オフィス機器等

シュレッダー	平成 29 年度に購入する物品及び平成 29 年度より新たに賃
デジタル印刷機	貸借契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
掛時計	
電子式卓上計算機	
一次電池又は小型充電式電池	

7. 移動電話等

携帯電話	平成 29 年度に購入する物品及び平成 29 年度より新たに賃
PHS	貸借契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
スマートフォン	

8. 家電製品

電気冷蔵庫	平成 29 年度に購入する物品及び平成 29 年度より新たに賃
電気冷凍庫	貸借契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
電気冷凍冷蔵庫	
テレビジョン受信機	
電気便座	
電子レンジ	

9. エアコンディショナー等

エアコンディショナー	平成 29 年度に購入する物品及び平成 29 年度より新たに賃
ガスヒートポンプ式冷暖房機	貸借契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
ストーブ	

10. 温水器等

ヒートポンプ式電機給湯器	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
ガス温水機器	
石油温水機器	

ŦĬ	ス	調理機器	7
//	/ \	即用产工作及有目	7

11. 照明

蛍光灯照明器具

LED照明器具

LEDを光源とした内照式表示灯 蛍光ランプ (大きさの区分 40 形直 管蛍光ランプ)

日玉儿ノマック

電球形状のランプ

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

12. 自動車等

一般公用車

一般公用車以外の自動車

ETC対応車載器

カーナビゲーションシステム

乗用車用タイヤ

2 サイクルエンジン油

平成29年度に購入する物品及び平成29年度より新たに賃貸借契約を行うものについては、調達目標は100%とする。 平成29年度に調達の予定はない。

平成29年度に調達の予定はない。

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

13. 消火器

消火器	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
10/10	

14. 制服·作業服等

制服	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
作業服	
帽子	
靴	

15. インテリア・寝装寝具

カーテン 布製ブラインド 金属製ブラインド タフテッドカーペット タイルカーペット 織じゅうたん ニードルパンチカーペット 毛布 ふとん ベッドフレーム 平成29年度に購入する物品及び平成29年度より新たに賃貸借契約を行うものについては、調達目標は100%とする。

16. 作業手袋

マットレス

17. その他繊維製品

集会用テント	平成 29 年度に購入する物品及び平成 29 年度より新たに賃
ブルーシート	貸借契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
防球ネット	
旗	
のぼり	
幕	
モップ	

18. 設備

太陽光発電システム	平成 29 年度に調達の予定はない。
太陽熱利用システム	平成 29 年度に調達の予定はない。
エネルギー管理システム	平成 29 年度に調達の予定はない。
燃料電池	平成 29 年度に調達の予定はない。
生ゴミ処理機	平成 29 年度に調達の予定はない。
節水機器	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
日射調整フィルム	平成 29 年度に調達の予定はない。

19. 防災備蓄用品

ペットボトル飲料水	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
缶詰	
アルファ化米	
保存パン	
乾パン	
レトルト食品	
栄養調整食品	
フリーズドライ食品	
非常用携帯燃料	
携带発電機	
非常用携带発電機	

20. 公共工事

公共工事の中で、基本方針に位置付けられた資材、建設機械、工法及び目的物を使用する場合は、原則として、基本方針に定める判断の基準を満足するものを使用するものとする。

なお、目標の立て方については、今後、実績の把握を進める中で検討するものとする。

21. 役務

省エネルギー診断	平成29年度に調達の予定はない。
印刷	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
食堂	平成 29 年度に調達の予定はない。
自動車専用タイヤ更生	平成 29 年度に調達の予定はない。
自動車整備	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
庁舎管理	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

植栽管理

清掃

機密文書処理

害虫防除

輸配送

旅客輸送

蛍光灯機能提供業務

庁舎等において営業を行う小売業務

クリーニング

飲料自動販売機設置

引越輸送

会議運営

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。 調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。 調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。 調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。 調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。 調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。 再度と実施する場合は、調達目標は100%とする。 平成29年度に調達の予定はない。

平成29年度に調達の予定はない。

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。 調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。 調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。 調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

Ⅲ 特定調達物品等以外の平成29年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標物品の選択に当たっては、エコマークの認定を受けている製品またはこれと同等のものを調達するよう努める。画像機器等、電子計算機等、オフィス機器等、家電製品については、より消費電力が小さく、かつ再生材料を多く使用しているものを選択する。

Ⅲ その他環境物品等の調達の推進に関する事項

- 1 学内に環境物品等調達推進体制を設ける。(別紙)
- 2 本調達方針は、学内全ての調達担当部署を対象とする。
- 3 機器類については、できる限り修理等を行い、長期間の使用に努める。
- 4 調達する品目に応じて、エコマークや、エコリーフなどの第三者機関による環境ラベルの情報を 十分に活用することにより、基本方針に定める判断の基準を満たすことにとどまらず、できる限り 環境負荷の少ない物品の調達に努める。
- 5 物品等を納入する事業者、役務の提供事業者、公共工事の請負事業者等に対して、事業者自身が本調達方針に準じたグリーン購入を推進するよう働きかけるとともに、物品の納入に際しては、原則として本調達方針で定められた自動車を利用するよう働きかける。
- 6 事業者の選定に当たっては、その規模に応じてISO14001又は環境活動評価プログラム等により環境管理を行っている者、又は環境報告書を作成している者を優先して考慮するものとする。
- 7 本調達方針に基づく調達担当窓口は、会計課とする。

環境物品等調達推進体制

—— 推進本部 ——

本部長 理事 (財務担当) 副本部長 事務局次長 (総務担当)

—— 担 当 ——

会計課長 会計課長補佐 会計課用度係長 施設課企画係長 病院経営支援課病院調達係長